

## 防災計画修正に伴う市民意見募集の実施について

日頃から横浜市の防災対策にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

本市では、地震や津波による災害への対策を定めた「震災対策編」、台風等による洪水、崖崩れや雪害等への対策を定めた「風水害等対策編」、大規模な事故や火災等への対策を定めた「都市災害対策編」の3編の防災計画を策定しており、今年度は主に「都市災害対策編」の修正について検討を進めています。

そこで、計画の修正にあたり、幅広く市民の皆様のご意見を伺うため、市民意見募集を実施しますのでお知らせします。

### 【市民意見募集の概要】

- 1 リーフレット  
『～横浜市の災害対策について～皆様のご意見をお寄せください!!』  
(別添のとおり)
- 2 意見募集期間  
令和元年10月1日(火)～11月1日(金)
- 3 意見提出方法  
リーフレットに印刷した葉書の郵送、Eメール又はFAX
- 4 その他
  - (1) リーフレットは区役所、市民情報センター等で配布し、本市ホームページでも公開します。
  - (2) 広報よこはま10月号でお知らせするほか、記者発表も行う予定です。

### 【参考】スケジュール(予定)

元年9月	○ 記者発表予定
10月	○ <b>修正案の市民意見募集を実施【募集期間：10月1日(火)～11月1日(金)】</b> ○ 広報よこはま10月号掲載予定
12月	○ 修正案を市会に報告
2年1月	○ 防災会議で修正案を審議
2月	○ 県知事報告
4月	○ 新計画運用開始(予定)

担当：総務局危機管理室防災企画課

課長 小澤 TEL671-2019

担当係長 小林 TEL671-4359

担当係長 石川 TEL671-4096

# ～横浜市の災害対策について～

## 皆様のご意見をお寄せください！！

横浜市防災計画「都市災害対策編」等の修正に対するご意見をお寄せください

本市では、地震や津波による災害への対策を定めた「震災対策編」、台風等による洪水、崖崩れや雪害等への対策を定めた「風水害等対策編」、大規模な事故や火災等への対策を定めた「都市災害対策編」の3編の防災計画を策定しており、**今年度は主に「都市災害対策編」の修正を検討しています。**

計画の修正にあたり、**市民の皆様のご意見をお寄せください。**

### ■ 意見募集の送付方法

下記のお問合せ先まで郵送、Eメール又はFAXのいずれかにより提出してください。郵送で提出される場合は、下のはがきを切り取り、送付してください（切手不要）。  
なお、いただいたご意見個々への回答はいたしませんのでご了承ください。

### ■ 意見募集期間

令和元年10月1日（火）～11月1日（金）

### ■ お問合せ先

横浜市総務局危機管理室防災企画課

TEL：045-671-4096 FAX：045-641-1677

Eメール：so-bousaikikaku@city.yokohama.jp

### ■ 現行の横浜市防災計画について

市民情報センター（市庁舎1階）又は横浜市ホームページでご覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosaikeikaku/shishin/keikaku/>

郵便はがき	231 - 8790 017	横浜市 中区 港町 1-1 横浜市役所 5階	横浜市総務局防災企画課 横浜市防災計画担当 行	〒231-8790 横浜市 中区 港町 1-1 横浜市役所 5階	歳代 区
料金受取人私郵便	横浜港局 承認 5403				・ 年齢 ・ お住まいの区
					※ ご記入いただいた内容については、意見募集の用途以外には使用いたしません。

# 横浜市防災計画「都市災害対策編」等の主な修正内容

## ■災害時の外国人に対する防災対策について

本市には10万人をこえる外国人が居住しており、また諸外国から多くの外国人が訪れることから、こうした方々へ防災・減災対策を強化するため、必要部分を修正します。

- ・ 在住外国人、外国人旅行者及び観光関連事業者向けの防災・減災の普及啓発について記載します。
- ・ 災害時広報について外国人に配慮した内容を追記します。

## ■性的少数者に対する配慮について

「横浜市人権施策基本指針」に基づき、人権尊重の視点から性的少数者の方々への配慮について新規に記載します。

## ■災害救助法に基づく救助実施市の指定等について※「震災対策編」「風水害等対策編」もあわせて修正します

本市は、4月1日に、災害救助法に基づく救助実施市に指定されました。これまで県が実施又は県の補助若しくは県からの事務委任として本市が実施することとされていた、大規模災害時における市域内の被災者の救助（避難所の運営、応急仮設住宅の供与等）を、本市が自らの権限により実施できるようになったことから、該当部分を修正します。

## ■地下施設の waters 対策について※「風水害等対策編」のみ修正します

近年頻発する大規模水害を踏まえ、浸水想定区域内の地下施設を「地下街、地下鉄及びこれらに接続する施設」と「地下街等と接続しない単独ビル」の二つの施設形態に分類し、それぞれの形態に応じた安全対策を強化するため、必要部分を修正します。

意見記入欄  
ご意見をお書きください。

ご意見ありがとうございました。  
※なお、いただいたご意見個々への回答は致しませんのでご了承ください。